

大阪・関西万博に係る首都圏での情報発信及びパブリシティ効果調査業務委託 業務仕様書

1 委託業務名

大阪・関西万博に係る首都圏での情報発信及びパブリシティ効果調査

2 委託業務の目的

本業務は、大阪・関西万博に係る三重県の取組について、メディアで取り上げられた場合のパブリシティ効果が高く、PR 活動の重要なターゲットである首都圏での新聞、テレビ局等を活用し情報発信を行うことで、会場及び三重県ブースへの来場者を増加させ、本県の魅力をより多くの人々に発信し、本県への誘客を図ることを目的とする。

また、本業務及び大阪・関西万博における三重県の取組の効果検証を行うため、上記業務でのメディア報道に加え既に放送・発信された新聞、テレビ局等での大阪・関西万博に係る三重県の取組の報道を含めたPR効果について調査・分析を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

4 委託業務の内容

本業務において受託者は、下記（１）～（５）の業務を行う。なお、業務の実施にあたっては、三重県と十分に協議・調整すること。

（１）取材誘致（パブリシティ活動）

首都圏のメディア（テレビ番組や雑誌、ウェブサイトなど）および万博メディアセンターを対象に、メディアに取り上げられるよう三重県の大阪・関西万博での取組に関する取材誘致活動を行うこと。

- ・メディアに取り上げられる件数について、4件以上とすること。うち地上波テレビ番組を2件以上とすること
- ・取材誘致を行う際は事前に県と協議を行うこと

（参考）三重県の大阪・関西万博での取組

通期 関西パビリオン三重県ブース出展

8/25～9/25 関西パビリオン三重県ブース 期間限定展示 テーマ【産業】

9/28～10/13 関西パビリオン三重県ブース 期間限定展示 テーマ【食】

9/2～8 美し国彩り三重バザール

9/22 ～三重のおまつり大集合!～ MIE フェスティバル in EXPO

(2) アプローチ資料の作成

取材誘致活動を実施するにあたって必要な情報を取りまとめたアプローチシートを県と協議のうえ作成すること。

アプローチシートは、県から提供された情報を基に取材誘致活動ごとに随時作成するものとする。

(3) ニュースリリースの配信

県から提供された情報を基にニュースリリースを作成し、首都圏のメディアおよび万博メディアセンターを対象とし、各4回以上配信する。(インターネット配信プラットフォームを含む)

リリース配信後も、より多くのメディアに取り上げられるようメディアに対しはたらきかけを行うこと。

(4) クリッピング及びPR効果の分析

本業務(1)及び(3)の実施後、メディアに取り上げられたもののうち、把握できたものの全て、また、次の①～⑦に記載したメディアに大阪・関西万博に係る三重県の実施に関する記事や番組等をクリッピング(メディアでの露出情報の記録・保管)を行うとともに、広告料金やCM料金等に換算し、PR効果の調査・分析を行う

調査対象期間は、令和6年4月1日(月)から令和7年11月30日(日)までとする。ただし、過去に遡って調査することが不可能な媒体がある場合は理由等を示し、県と協議のうえ、調査の実施可能な日を調査開始日とすることができる。

- ①中部エリアの全国紙 5紙
- ②東海エリアの地方紙 3紙以上
- ③東海エリアテレビ局 5局以上
- ④全国エリアテレビ局 5局
- ⑤独立局のテレビ局 1局以上
- ⑥インターネット
- ⑦その他

なお、以下については、提案をふまえ、県と協議のうえ仕様を決定するものとする。

- ・調査に際しては、効果的な「調査ワード」やその個数を明確にすること。
- ・②③⑤については、報道機関を決定すること。
- ・⑥については、日本語のメディアサイトすべて(ログインが必要なサイトは対象外)とすることとし、追加する対象範囲を明確にすること。
- ・⑦については、各種SNSや海外メディア等から調査範囲を明確にすること

(5) 独自提案

上記(1)から(4)をより効果的に実施し、業務の目的の達成につなげる方策について、提案をふまえ、県と協議のうえ仕様を決定するものとする。

5 提出物及び提出時期

本事業の実施にあたって以下のものを指定の時期に提出する。

(1) 実施体制図・業務実施計画書

契約締結後速やかに提出する。業務実施計画書は、4に定める業務の処理計画を明らかにしたものとする。変更の場合はその都度変更書類を提出する。

(2) メディア掲載実績リスト

調査対象期間に新聞、テレビ、インターネット等で取り上げられた大阪・関西万博に関連する記事や番組等を抽出し、令和7年12月26日（金）までにリストを提出する。

なお、当該リストの作成にあたっては、著作権等の取扱いについて十分留意すること。

(3) 報告書

上記4（1）～（5）で行った業務内容について報告書を作成する。報告書は、令和7年12月26日（金）までに紙媒体及び電子媒体（CD-R、DVD-Rなど）を各1部納品する。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

7 業務実施上の条件

(1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を県と協議しながら進めるものとする。

(2) 受託者は、業務の遂行にあたり、随時、大阪・関西万博推進プロジェクトチームに対し企画調整・協議・報告を行うとともに、打ち合わせを毎月1回以上行うこととする。ただし、メディアとのアプローチの状況等の本業務の実施状況については、随時最新情報をメールなどで県に報告を行うこと。

(3) 報告書の作成に必要な作業場所及び設備等は、受託者側負担で用意すること。

(4) 契約金額には、取材誘致活動実費、資料作成実費、情報収集費、取材実費（交通費、宿泊費、取材協力費等）、通信費、事務消耗品費、リリース配信費、クリッピングにかかる費用等、業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。なお、契約金額のうち1,000,000円（税抜）をメディアに支払う取材協力費（交通費、宿泊費等）に充てることを想定し、想定額を下回る場合はその実績に応じた金額を支払うこととする。取材協力費の詳細については県と協議の上使用すること。なお、より効果的な取材誘致の経費として提案があれば、県と協議のうえ、取材実費以外の経費として使用できるものとする。

(5) 業務実施計画書は遵守すること。ただし、県による計画の変更があった場合は、この限りではない。

(6) 受託者は、報告書の作成に当たり、対象業務に関する十分な知識、理解及び経験のある複数のスタッフを確保の上、委託条件を遵守し、成果品を確実に納入すること。

(7) 上記以外でも本事業の効果を促進するための取組については積極的に提案・実施すること。

8 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 県は、受注者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。なお、個人番号を含む個人情報取扱事務を受託する場合は、番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条の罰則規定も適用される。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (6) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定による。

8 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

大阪・関西万博推進プロジェクトチーム

TEL：059-224-3337

FAX：059-224-3024

E-mail：expo@pref.mie.lg.jp

担当：仲、伊藤